

「質疑応答: COP26 ジャパンパビリオン・JCM サイドイベント (2021年11月8日)」

2021年11月10日

オンライン参加者からの質問

再生可能エネルギー発電所プロジェクトが「A」国（JCM パートナー国）にあり、発電所で発電された電力が「B」国（JCM パートナー国）に送られ、「B」で電力が消費されている場合、この国境を越えたプロジェクトにおいて、JCM プログラムは、このプロジェクトを日本と「B」国との間の JCM プロジェクトとして見なすかについて伺いたい。

主催者からの回答

JCM 設備補助事業は二国間クレジット制度を前提としたものであり、日本とパートナー国の二国間での事業を対象としますので、原則クレジット配分が 3 か国以上に係るような場合は対象になりません。ただし、契約内容やパートナー国間の協議に係る要素もありますので、個別にお問い合わせください。

環境省、OECC